



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月1日火曜日 第197号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	756
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	756
土地改良区清算人の退職の届出.....	757
土地改良事業の工事の完了.....	757
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	757
愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....	757
公共測量の実施の通知(2件).....	757
公共測量の終了の通知.....	757
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	758

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	758
-------------------------------	-----

雑報

環境影響評価方法書について..... 759

正誤

平成20年6月3日付け第1969号愛媛県告示第917号(町営土地改良事業の施行の同意)中..... 760

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告示

○愛媛県告示第1030号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県消防防災ヘリコプター3600時間点検及び耐空検査、無線検査等業務一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年6月18日	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 平木 寛 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字岡山1番地	32,025,000円	一般競争入札	平成20年5月2日

○愛媛県告示第1031号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ三津
松山市高山町3441番外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 小幡 尚孝
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープえひめ

松山市朝生田町三丁目1番12号

理事長 大川 耕三

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年2月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,473.7平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
99台
イ 駐輪場の収容台数
55台
ウ 荷さばき施設の面積
110.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
34.02立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成20年6月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人越智郡菊間町土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

氏名	住所
菅孝友	今治市菊間町松尾789番地

○愛媛県告示第1033号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	上浮穴高原地区	平成16年11月9日

○愛媛県告示第1034号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項

（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年7月1日から7月15日まで

○愛媛県告示第1035号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県農林水産部管理農政課及び土木部管理土木管理課並びに各地方局産業経済部産業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、久万高原土木事務所用地管理課、八幡浜土木事務所管理課、大洲土木事務所事業管理課、西予土木事務所事業管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1036号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 （告示日） から
平成21年3月19日
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1037号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成20年7月8日から
平成21年3月25日まで
- 3 作業地域 四国中央市川之江町及び金生町下分

○愛媛県告示第1038号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量
（固定資産現況調査）

2 作業期間 平成19年12月20日から
平成20年 3月24日まで

3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第1039号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 7月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
四第 2号	四国中央市三島宮川4丁目8番57号	宇摩建設業協同組合	四国中央市三島宮川4丁目8番57号	平成20年6月6日

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第5号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 7月 1日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条関係） 本部長の専決事項		別表1（第2条関係） 本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	1～4 省略	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律 ____（昭和55年法律第36号）	1～4 省略
省略		省略	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項	
1 部長専決事項		1 部長専決事項	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 警務部長		(2) 警務部長	
法令	専決事項	法令	専決事項
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則	省略	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則	省略

(昭和55年 国家公安委 員会規則第 6号)	
省略	

(3)～(5) 省略

2 課長専決事項

(1)・(2) 省略

(3) 警務課長

法令	専決事項
犯罪被害者 等給付金の 支給等によ る犯罪被害 者等の支援 に関する法 律	1・2 省略
犯罪被害者 等給付金の 支給等によ る犯罪被害 者等の支援 に関する法 律施行規則	1～3 省略

(4)～(12) 省略

(昭和55年 国家公安委 員会規則第 6号)	
省略	

(3)～(5) 省略

2 課長専決事項

(1)・(2) 省略

(3) 警務課長

法令	専決事項
犯罪被害者 等給付金の 支給等に関 する法律	1・2 省略
犯罪被害者 等給付金の 支給等に関 する法律施 行規則	1～3 省略

(4)～(12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成20年7月1日

住友共同電力株式会社
代表取締役社長 黒木明徳

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 住友共同電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 黒木明徳
- (3) 主たる事務所の所在地

愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 住友共同電力株式会社新居浜第二火力発電所1号発電設備
- (2) 種類 出力が15万kW以上である火力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規模 発電出力 25万kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県新居浜市菊本町1丁目、2丁目及び地先海域

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県新居浜市

5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、新居浜市役所及び住友共同電力株式会社本社（愛媛県新居浜市磯浦町16番5号）
- (2) 縦覧期間 平成20年7月1日から平成20年7月31日まで
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 平成20年8月14日まで
- (2) 提出先 〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号 住友共同電力株式会社 技術企画部
- (3) 意見書の提出に必要な事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称
 - ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

正 誤

○正 誤

平成20年 6月 3日付け第1969号愛媛県告示第 917号（町営土地改良事業の施行の同意）中

ページ	箇 所	誤	正
687	目次 右欄 上から 8行目	町営土地改良事業の施行の同意	町営土地改良事業の計画の変更等の同意
695	右欄 上から 2行目	第96条の 2 第 1 項	第96条の 3 第 1 項
695	右欄 上から 4行目	施行	計画の変更